



報道発表

浜松市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給について

令和5年11月2日に政府が閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり7万円の給付を行うことが決定しました。

これを受けて、本市においても令和5年度住民税非課税世帯に対して1世帯あたり7万円を支給します。

つきましては、本市における手続き等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 支給対象

基準日（令和5年12月1日）において、本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

※令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象となりません

2 支給額

1世帯あたり7万円 ※1世帯につき1回の支給です

3 手続き方法**(1) 「支給のお知らせ」が届く世帯**

- ・浜松市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）を世帯主口座で受給した世帯で一定の要件を満たしている世帯の世帯主あてに、1月15日（月）に「支給のお知らせ」を発送します。
- ・「支給のお知らせ」に記載された口座を変更する場合や受給を辞退する場合などは、「支給のお知らせ」に記載された期限までにコールセンターに連絡する必要があります。口座の変更などがない場合は手続き不要です。

(2) 「確認書」が届く世帯

- ① （1）以外で令和5年6月2日以降に市外から転入された方を含まない世帯
 - ・1月17日（水）に対象世帯の世帯主あてに「確認書」を発送します。
 - ・「確認書」に必要事項を記入して、必要書類を添えて返送してください。
- ② 令和5年6月2日以降に市外から転入された方等を含む世帯
 - ・本市が転入前の市区町村に課税情報を確認できた世帯には、1月31日（水）から順次、確認書を郵送します。
 - ・「確認書」に必要事項を記入して、必要書類を添えて返送してください。



4 支給時期

(1) 「支給のお知らせ」が届いた方

① 口座の変更を希望されない方

「支給のお知らせ」に記載の口座に2月7日（水）を目安に支給を開始します。

② 口座の変更を希望される方

口座変更の届出書を市が受理した日から起算して、1か月程度で指定された口座に振り込みます。

(2) 確認書で手続きをされた方

市が確認書を受理した日から起算して、3週間程度で指定された口座に振り込みます。ただし、提出された書類に不備があった場合には支給が遅れることがあります。

5 提出期限

令和6年4月1日（月）※当日消印有効

6 お問い合わせ先

【浜松市 価格高騰重点支援給付金コールセンター】

フリーダイヤル 0120-034-053（通話料無料）

受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）

※英語、ポルトガル語、ベトナム語など外国語の通話も可能です